

勧告等措置区分（台風等対策）（令和4年4月12日現在）

高知港、須崎港

「第一体制」の措置内容

- 1 在港各船舶等は、台風の動静に注意し関係先との連絡手段を確保する等必要な災害等の防止の準備を行うこと。
- 2 国際VHF(ch16)を常時聴守する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- 3 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
- 4 AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。

「第二体制」の措置内容

- 1 在港各船舶等は、荷役等を中止し、災害防止のための万全の措置を行うこと。
- 2 措置は、台風の暴風域に入る前又は来襲予想時の12時間前までに完了すること。
- 3 国際VHF(ch16)を常時聴守する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- 4 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
- 5 AIS搭載船舶はAISの常時作動を確認すること。